

社会福祉法人湘北福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘北福祉会（以下、「法人」という。）定款第六条、第八条及び第二一条の規定に基づき、理事長・理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員等 報酬
- (2) 非常勤の役員等 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 常勤の役員等に対する報酬の額 別表1に定める額
- (2) 非常勤の役員等に対する報酬の額 別表2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等には役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員等に対する報酬等の支給は、毎月・月末に銀行へ振り込む。

2 非常勤の理事長に対する報酬等の支給は、毎月・月末に銀行へ振り込む。

3 その他の非常勤の役員等に対する報酬は、業務にあたった日の都度、現金により支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別表3に定める額を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の規程として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任に係わる評議員選任・解任委員の報酬等の支給は、この規程の例により行う。
- 3 次の規程は、平成29年3月31日付で廃止する。
「役員等の報酬等に関する規程」

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	月額
理事長	※ 給与俸給表 5-100 の額
理事	※ 給与俸給表 5-14 の額

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

1) 理事長

役職名	月額
理事長	月額 60,000円

※給与俸給表5-100 の時間給×23時間分相当額

2) 理事

用務	日額
理事会等会議への出席(1)	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための勤務(2)	13,000円

3) 監事

用務	日額
理事会等会議への出席(1)	8,000円
監事監査、その他法人及び施設業務のための勤務(2)	13,000円

4) 評議員、選任・解任委員

用務	日額
評議員会等会議への出席(1)	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための勤務(2)	13,000円

別表 3 (費用)

内容	宿泊費	日当	その他経費
出張旅費	15,000円	5,000円	実費

<注記>

別表2 2)～4)の算出根拠は以下とする。

(1)について 給与俸給表5-14 の時間給×5時間分相当額

(2)について 給与俸給表5-14 の時間給×8時間分相当額